## 財政健全化指標の状況

平成 20 年 4 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が一部施行され、地方公共団体は、国の算定基準に基づき平成 19 年度決算から、財政の健全性を示す 4 つの指標 (健全化判断比率)と公営企業の経営状況を明らかにする指標(資金不足比率)を公表することが義務付けられました。

各指標が基準を超えた場合には、財政の早期健全化や再生等を図る計画の策定が義務付けられます。

葉山町の平成19年度決算に基づく各指標の算定結果は、いずれも基準を下回っています。

## 1 健全化判断比率

指標	説明	健全伴州北率	早期健全化基準	<b>財政再生基準</b>
実質赤字比率	一般会情を対象とした実質 赤字の標準が規模で対する比率	- (赤字ごなっていない)	14.27%	20.00%
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質が字の標準が対象で対する比率	- (赤乳づなっていない)	19.27%	40.00%
実質公責費比率	一般会計等が負担する元利償 還金に下水道事業責の償還の財 源に充てられたと認められる繰 入金等を加えた準元利償還金の 標準加坡開資に対する比率	1.9%	25.0 %	35.0%
将来負担上率	一般会計等が将来負担すべき 実質的な負債の標準机が規模に 対する比率	4.9%	350.0 %	

## 2 資金不足比率(資金不足額の事業規模に対する比率)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準	
下水道事業特別会計	- (資金不足 <i>ご</i> なっていない)	20.00%	

早期健全化基準:自治体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、 から のうち1つでも基準以上となった場合、財政健全化計画を議会の議決を経て策定し、公表するとともに都道府県知事に報告する。

財政再生基準:国の関与による確実な再生を図るため、からのうち、1つでも基

準以上となった場合、財政再生計画を議会の議決を経て策定し、公表するとともに総 務大臣に報告する。

経営健全化基準:公営企業の自主的な改善努力による経営健全化を図るため、資金不足比率が基準以上となった場合、経営健全化計画を議会の議決を経て策定し、公表するとともに都道府県知事に報告する。

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的 一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行 可能額を加えた額をいう。